

8 酒 税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に製造場から移出された酒類について、令和 3 年 4 月 30 日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

2 酒税の概要

酒類とは、アルコール分 1 度以上を含んでいる飲料（アルコール事業法の適用を受けるアルコールを除く。）で、その製法や性状により 4 種類、17 品目に分類している。

酒類の分類は、①発泡性酒類（ビール、発泡酒、その他の発泡性酒類）、②醸造酒類（清酒、果実酒、その他の醸造酒）、③蒸留酒類（連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、原料用アルコール、ウイスキー、ブランデー、スピリッツ）、④混成酒類（合成清酒、みりん、甘味果実酒、リキュール、粉末酒、雑酒）である。

各酒類の税率（1 k l 当たり従量税率）は、次表のとおりである。

(令和 2 年 4 月 1 日～令和 5 年 9 月 30 日)				
酒類の分類		ア ル コ ー ル 分 等	1 k l 当 たり 税 率	
			～令和 2 年 9 月	令和 2 年 10 月～
○ 発泡性酒類 (基本税率)			220,000 円	200,000 円
	ビール	-	220,000 円	200,000 円
	発泡酒	麦芽50%以上 又はアルコール分10度以上	220,000 円	200,000 円
		麦芽25%以上50%未満のもの (アルコール分10度未満)	178,125 円	167,125 円
		麦芽25%未満のもの (アルコール分10度未満)	134,250 円	134,250 円
(その他の発泡性酒類)	ビール及び発泡酒以外の品目の酒類のうち、 アルコール分が10度未満で発泡性を有するもの		80,000 円	
	いわゆる「新ジャンル」(アルコール分10度未満で発泡性を有するもの)			108,000 円
	ホップ及び一定の苦味料を原料としない酒類 (アルコール分10度未満で発泡性を有するもの)			80,000 円
○ 醸造酒類 (基本税率)			140,000 円	120,000 円
	清 酒	-	120,000 円	110,000 円
	果実酒	-	80,000 円	90,000 円
	その他の醸造酒	-	140,000 円	120,000 円
○ 蒸留酒類 (基本税率)		21度以上	200,000 円に20度を超える 1 度ごとに10,000円加算	
		21度未満	200,000 円	
	連続式蒸留焼酎	21度以上	200,000 円に20度を超える 1 度ごとに10,000円加算	
	単式蒸留焼酎			
	原料用アルコール			
	ウイスキー	21度未満	200,000 円	
	ブランデー	37度以上	370,000 円に37度を超える 1 度ごとに10,000円加算	
	スピリッツ		370,000 円	
○ 混成酒類 (基本税率)		21度以上	220,000 円に20度を超える 1 度ごとに11,000円加算	200,000 円に20度を超える 1 度ごとに10,000円加算
		21度未満	220,000 円	200,000 円
	合成清酒	-	100,000 円	
	みりん	-	20,000 円	
	甘味果実酒	13度以上	120,000 円に12度を超える 1 度ごとに10,000円加算	
	リキュール	13度未満	120,000 円	
	粉末酒	-	390,000 円	
	雑酒	みりん類似	20,000 円	20,000 円
		21度以上	220,000 円に20度を超える 1 度ごとに11,000円加算	200,000 円に20度を超える 1 度ごとに10,000円加算
		21度未満	220,000 円	200,000 円

3 用語の説明

この章における用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 課税数量とは、税額決定の基礎となるべき酒類の数量をいう。
- (2) 製成数量とは、酒類の生産数量をいう。
- (3) 販売（消費）数量とは、酒類小売業者の販売数量のほか、酒類製造者及び酒類卸売業者の消費者への直売数量を含めた数量をいう。